

令和 9 年度に廿日市市立学校で使用する教科用図書の採択方針

廿日市市教育委員会

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、広島県教育委員会の指導・助言のもと、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

- (1) 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期す。
- (2) 特定の教科用図書発行者と関係を有する者が教科用図書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

次の事項について、公表する。

- (1) 採択結果及び採択理由
- (2) 調査研究報告書
- (3) 教育委員会会議の議事録
- (4) その他開かれた採択を推進する観点から、教育委員会会議において公開が望ましいと判断された情報

4 組織及び手続等

- (1) 小・中学校用教科用図書について

令和 8 年度の教科用図書採択については、令和 7 年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。

- (2) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

ア 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の使用は、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合において、検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書を使用することが適当でないときに限られる。したがって、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を廿日市市教育委員会に提出する。